

公益社団法人日本地震工学会 功労賞細則

2013年3月29日制定

2016年8月9日改定

2023年4月11日改定

(適用範囲)

第1条 本細則は、公益社団法人日本地震工学会定款第4条第1項第7号に規定する業績の表彰に基づき、地震工学および地震防災軽減における活動、運営、発展に貢献した個人を対象に本会が贈る「日本地震工学会功労賞」に関して定める。

(受賞対象)

第2条 本賞の対象は、原則として個人とする。

2 なお、本賞の既受賞者は対象から除く。

(対象業績)

第3条 地震工学および地震防災軽減における活動、運営、発展に対する業績を対象とする。

(授賞式)

第4条 授賞式は、社員総会において行い、受賞者に賞状および副賞を贈る。

(委員会構成及び選考)

第5条 功労賞選考委員会は、会長、副会長で構成する。

2 選考は公益社団法人日本地震工学会表彰規程第3条第2項による。

(細則の変更)

第6条 本細則は、理事会の議決により変更することができる。

附則

- 1) この細則は、内閣総理大臣による公益認定を受けた日から施行される。
- 2) 公益認定を受けた日は、2013年5月1日である。
- 3) この細則の変更は、2023年4月11日から施行する。